



フランスの道路行政（三）

武若時一郎

第三節 道路の開設及び編入（承前）

正、幅員及び區域の決定は、第四條後五項の規定に依り、縣委員會之を行ふ（第一項）。

第四款 里道

第一項 開設

1114 里道(chemins ruraux)の開設 ouverture 及び矯

正 redressement は、縣委員會に依つて決定される（農事法 le Code rural に關する一八八一年八月二〇日法第一三條）（註）。然し開設手續の發案權は市町村會のみに所屬し、何人も里道の築設を市町村に強制する譯にはゆかない。

註 一八八一年八月二〇日法第一三條要旨——里道の開設、矯

計畫書には道路の方向、起點、經過地及び終點、延長及び幅員を記載しなければならぬ。之等の事項を記載せざる實施設計に依つて調査を行ふのは異例である。里道の開設に關する調査は、市町村土木工事調査手續に關する一八三五年八月二三日令の定むる方法（前出九四註二参照）に依つて行はれる（同法第四條第二項）。

1115 調査が終了すると、縣委員會から市町村に對し

て諸問を發する。市町村會は茲で改めて議決を行ふ。市町長及び郡長は意見を附して一件書類を知事に提出する。

知事は議案と共に、之を縣委員會に附議する。茲で縣委員會が開設に付て決定を與へる（同法第四條第三項）のである。縣委員會の議決は建物の存せざる土地の徵收のみを伴ふ工事の場合には、公益の認定と同一の効力を有する。

家屋又は之に附屬する中庭若くは花園・或は牆壁若くは生籬を繞らす土地の占用を必要とする場合に於ては、國務參事院の議を経たる勅令に依つて公益の認定を爲すことを必要とする。土地所有者の承諾なきときは、開設又は矯正に關する工事の施行の爲に必要な土地の占用は、市町村道に關する一八三六年五月二一日法第一六條第二項以下の規定（前出一〇一註参照）に依つて、公用徵收の手續を履んだ上でなければ、之を行ふことを得ない。市町村は補償金の拂渡前に、徵收した土地を占有することを得ない。

一三七 里道の開設に關する縣委員會の議決に對しては、縣會に關する一八七一年八月一〇日法第八八條の定むる所

（前出一一九参照）に依り、縣會に對して異議の申立を爲し又は國務參事院に出訴することが出来る（農事法第四條末項）（註）。但し國務參事院に對する訴訟は、縣委員會が勅令に依ることを要する事件を決定した場合に限り、之を提起することを認められる（一九〇二年七月二五日參事院）。

この場合には權限超過の訴を起すことが出来るであらう、

註

一八八一年八月二〇日法第四條末項要旨——縣會に對する異議申立及び國務參事院に對する出訴に關する一八七一年八月一〇日法第八八條の規定は、認定命令に關し之を適用す。

（參照）

一八七一年八月一〇日法第八八條要旨——本法第六條（普通市町村道の宣言、編入、開設等に關する規定）……に掲ぐる事項に關する縣委員會の決定は、知事並に關係市町村會その他の關係者に之を通知すべし（第一項）。縣委員會の決定に付ては、知事、市町村會又は關係者より、不適當又は事實認定の錯誤を理由とし、縣會に異議の申立を爲すことを得。異議の申立は、決定の通知を受けたる日より一月の期間内に、縣委員會議長に之を通知すべし。縣會は直近の會議に於て之を決定す（第二項）。縣委員會の決定に付ては、權限の超過

又は法令違反を理由とし、國務參事院に出訴することを得（第三項）。國務參事院に對する出訴は、決定的通知を受けたる日より二月の期間内に之を爲すべし。この場合に於ける出訴は、訴訟費用を要せず、且つ確定停止の効力を有するものとす。

第二項 認定

一二八 里道とは、市町村の所有に屬し且つ公共の用に供せらるる道路にして、市町村道に編入せられざるものと謂ふと定義することが出来る。他の道路と異なり、一八八一年に農事法が制定される以前は公物に屬せず、従つて非時效性 *imprescriptibility* の原則を以つて僭奪 *usurpation* より保護せらるることがなかつた。農事法に關する一八八一年八月二〇日法は、認定に依り之等の道路を公物に屬せしめることに依つて、この種の市町村財産を保護する途を市町村の爲に開くのをその主たる目的としてゐたのである。

一二九 或る道路が里道として認定せらるることを得る爲には、市町村の所有に屬し且つ公用の用に供せられてゐる

ることを必要とする。従つて私人の所有に屬すること明かなる道路、又は市町村の所有に屬するも公共の用に供せざる道路は、之を里道に認定することを得ないであらう。土地の所有權は普通法に依つて之を證明する。道路の公共性 *publicity* は、農事法に依れば、或是一般的且つ連續的交通の事實の有無、或は監督及び道路行政に關する市町村行政廳の二重的行爲の有無と併せて考へた道路の用途から生ずるのである。之は總ての裁判所が判定の權限を有する事項である。斯くて行政裁判所も司法裁判所も、市町村の區域の一部の住民の交通の用に供せられる道路又は二個の國縣道又は二個の市町村道を連結するための道路に付て、公道たる性質を認めてゐるのである（一八九七年八月六日參事院、一八九八年一〇月一二日破毀院刑事部、一九〇四年二月二日破毀院審理部）。然し唯住民が道路を通行することがあるといふ事實のみでは、市町村が時效取得を援用し得るだけの占有を構成するに足らないであらう（一九〇三年四月一日破毀院審理部）。

道路の公共性が認められた場合には、この道路は反證の舉がる迄は地元の市町村の所有に屬するものと推定される

(農事法に關する一八八一年八月二〇日法第三條)。

I-III-O 市町村會は、市町村長の提案に依り認定命令 arrêté de reconnaissance の目的たるべきものと思料する里道を指定する。縣委員會は市町村土木工事調査手續に關する一八三五年八月二三日令の定むる所(前田九四註二参照)に依り、路線の番號、道路の名稱、方向、經過地、始終點、延長、幅員を記載したる計畫に基き調査を行ふ。尙この表の外に一般圖 plan d'ensemble を添附する。

I-III-I 調査が終了すれば、市町村會は縣委員會の諮問に因り改めて議決する。市町村長及び郡長はその意見を附し、一件書類を知事に進達する。縣委員會は知事の提案に因り、必要と認むれば認定命令を發する。調査の基礎となつたものと同一の内容を有する表(但し縣委員會が必要又は適當と認めて削除した個所を除く)が命令の冒頭に置かれる。尙認定された道路の圖面を添附して置かねばならぬ

い。認定命令は各沿道者に對して行政的方法に依つて、之を掲示及び告知することを要する。

I-III-II 里道の認定に關する縣委員會の議決に對して許された救濟方法は、普通市町村道に關する決定に對して認められた所と同一である(前田一-ハ以下參照)(農事法に關する一八八一年八月二〇日法第四條)。調査の途中に於て、私人が該道路の公共性又は市町村の所有權に對して異議を申立てたときは、縣委員會は先決問題が司法裁判所に依つて解決される迄、認定に關する決定を中止しなければならない。然らざるときは、その議決は權限超過の瑕疵を有する事となるであらう(一九〇三年五月二九日參事院)。

I-III-III 知事は縣會に關する一八七一年八月一〇日法第四七條(註)に依り、縣委員會の議決が權限超過又は法令違反なりと認むるときは、無效の宣言を内務大臣に申請することを得る。又知事並に市町村會及び總ての關係當事者は、不適當又は事實認定の錯誤を理由として縣會に異議の申立を爲すことが出来る。縣會はその直近の會議に於て之

を決定する。異議を有する土地所有者の口頭の意見を聽取すべき必要はない（一八九二年一月一八日參事院）。

註 一八七一年八月一〇日法第四七條要旨——縣會又は縣委員會が最終的に決定することを得る事件（即ち監督官廳の認可を要せざるもの）に關する議決は、閉會の日より二十日の期間内に、知事が権限超過又は法令違反の理由に因り無効宣言の請求を爲さざるときは、執行力を生ず（第一項）。知事前項の請求を爲したときは、縣會議長及び縣委員會議長に之を通知すべし。通知の日より二月の期間内に無効の宣言なきときは、議決は執行力を生ず（第二項）。前項の無効は行政規則の形式に依る勅令を以つてするに非ざれば、之を宣言することを得ず（第三項）。

一三四 最後に、私人が道路の公共性に對して異議を申立て、自己がその土地に付て有したる權利を縣委員會が無視したと主張する場合には、縣委員會の決定の公告の日より一月の期間内に（一八九八年五月一七日及び六月一四日參事院）、農事法に關する一八八一年八月二〇日法第四條（前出一二七註參照）の引用する縣會に關する一八七一年八

月一〇日法第八八條の定むる所に依り、法令違反として國務參事院に出訴することが出来る。

一三五 國務參事院は認定の不適當を理由とするものに付ては、審理の權限を有しない。之に反して、道路の非公共性又は請求者の土地所有權を理由とするものは、縣會に異議を申立てることを得ずして、権限超過に因る行政訴訟に依つて直接に國務參事院に出訴すべきものである（一八九八年五月二七日、一九〇三年一月二三日參事院）。

一三六 最後に、認定命令に依り權利を毀損せられた當事者は、通常裁判所に出訴することも出来る。市町村道の宣言（この宣言は道路の敷地たる土地の所有權を市町村に移轉する效力を有する）（前出一一〇參照）。とは異なり、里道の認定は市町村が占有を取得する効果を有するのみであつて、否な寧ろ市町村の占有權の要式的確認行為たる效果を有するものであつて、この認定に關して生じ得べき訴訟に於ては、市町村に被告の地位を與へ、立證の義務をその相手方に負はしめることとなり、尙市町村の取得時效の起

算點ともなるのである。

一三七 市町村の占有に對しては、認定命令を關係者に通知した日より一年内に占有回収の訴を提起することが出来る（一九〇四年七月一日參事院）。

一三八 従前の占有に付て沿道土地所有者が一年内に占有訴權行使せざる場合に於ては、法定占有 *saisine posse*-

soire は、認定命令がその道路に付て定めた區域及び幅員その儘で、確定的に市町村に取得される。然し認定命令は、認定された里道の敷地に付て確定的な、取消し得べからざる權限を市町村に賦與するものではない。認定命令の通知の日より三十年間（註）、土地所有者は民事裁判所に所有權回復の訴を起すことが出来る。私人が道路の占有權又は所有權を有することを確認する裁判所の決定は、當然認定命令を失效せしめる。

註 フランスの法制に於ては物上訴權の消滅時效は三十年となつてゐる（民法第二二六二條）。

一三九 市街地 *agglomération urbaine* の街路 *rue* 及び廣場 *place* に關しては、その開設は先づ市町村會の議決に依り、知事の認可を経て之を決定しなければならぬ（市町村の組織に關する一八八四年四月五日法第六八條第七號）（註）。

註 一八八四年四月五日法第六八條要旨——左に掲ぐる事項に關する議決は、上級廳の認可を得たる後に非ざれば執行力を生ぜず。七、街路及び廣場の編入、解除、矯正、延長、擴張、廢止、命名……

一四〇 技術者の作成した設計が市町村會及び知事の承認を得ると、市町村土木工事調査手續に關する一八三五年八月二三日令の規定する調査（前出九四註二参照）に附せられる。もしこの調査の結果市町村會が設計を變更する場合には、更に改めて調査を行はねばならぬ。一件書類は内務大臣に進達される。内務大臣は公益認定に關する勅令の發布の手續を準備することを要する。この場合は、國務參事院の議を經ざる勅令、即ち所謂單純勅令 *décret simple*

に依るのである。

I 四一 次に、公用徵收に關する一八四一年五月三日法の規定に従ひ公用徵收の手續を行ふことは、市町村長の職權に屬する事項である。例外として、開設すべき街路が市町村道の延長として認定されてゐる場合には、公用徵收に關する一八四一年五月三日法の規定と、市町村道に關する一八三六年五月二二日法第一六條後五項の規定（小徵收審査會に關する規定）（前出一〇一註参照）。とを併用しなければならぬ（市町村道の延長たる街路に關する一八六四年六月八日法第二條）（前出九一註二參照）。認定が成規の手續に依つてゐるものであれば、公用徵收に關する一八四一年法のみに依ることは勿論である。

I 四二 私人は其土地の上に、各所に通ずる私道 *voies privées* を自由に開設することが出来る。この爲には何等の許可も要しない。之に反して、この道路に市町村の公道たる性質を賦與せんと欲する場合には、許可を得ることを必要とする。この場合の許可は、調査を行つた後、市町村

會の議決に依り知事の認可を経て與へられる。許可を與ふる際に、行政廳は通常次の條件を附ける。（1）當該街路をして所要の幅員を有せしむべきこと。（2）平行した二個の路線の中間に於て直線的方向を有せしむべきこと。（3）街路と成るべき土地を無償にて市町村に交付すること。

I 四三 市街地内に於ては街路 *rue* 小路 *ruelle* 築路 *impasse* 並木路 *avenue* が公共の使用に委ねられてゐる場合は、成規の編入手續を了せざる場合と雖も、市町村の公物に屬するものと看做される。この場合に於ける道路の種類は、その用途の如何に依つて定まる。即ち事實問題である。然しながらこの性質を決定する必要がある場合に、それを宣言する権限を有するものは行政廳である。

I 四四 街路又は廣場の編入を爲す必要がある場合は、市町村會の議決に依り知事の認可を経て行はれる。編入に關する勅令の掲示は、國務參事院に對する出訴期間を進行せしめるに足る（一八九五年三月一五日 參事院）。沿道者に對する個別的通知は必要でない。

第六款 パリの街路

一四五 パリに於ては、街路及び廣場は大交通路に關する行政制度に従ふことになつてゐるから、その編入は市會の議決に依り、勅令を以つて認可せられることを必要とする。

一四六 新に街路を開設せむとする場合に於ては、公益の認定は市町村土木工事調査手續に關する一八三五年八月二三日令に定められた調査（前出九四註二参照）を爲したる後、單純勅令に依つて行はれる。但しパリの街路に關する一八五二年三月二六日令（後出二四〇註參照）の適用に依り、パリ市が衛生の爲又は、新道に因りて不用に歸したる街路の廢止の爲、この道路の建築線の外に存する不動産の徵收を申請する場合は別である。この場合に於ては、調査に對して別段の異議申立のない場合と雖も、公益認定は國務參事院の議を経たる勅令を以つて宣言することを必要とする（パリの街路に關する一八五二年三月二六日令の施行に關する一八五八年一二月二七日令、パリの街路に關する一八

五八年二二月二七日施行令の改正に關する一八七六年六月一四日令）。次いで公用徵收に關する一八四一年五月三日法に従つて徵收手續が行はれる。

一四七 パリ以外の市に於ても、國務參事院の議を経たる勅令を以つて、パリの街路に關する一八五二年三月二六日令の規定を準用すべきものとされたものに付ては、これと同一の原則が適用せられるであらう。

一四八 パリに於ては、總て家屋を建築せむとする者は、その建築物の平面圖及び斷面圖を行政廳に差出し、且つ保安、衛生の爲並に史蹟及び名勝の保存の爲に與へられた命令條件を遵守しなければならない。但し行政訴訟に依つて國務參事院に出訴することを妨げない（パリの街路に關する一八五二年三月二六日令第四條第一項）。

之等の規定に違反したときは、大交通路行政に關する場合は縣參事會、小交通路行政に關する場合は違警罪裁判所は、知事の要求に因り違警罪に關する判決がある迄工事の中止を命ずることが出來る（同上一八五二年三月二六日令

第四條)。

第四節 道路の公物性及びその結果

第一款 道路の幅員の決定、區域の認定及び擴張

一四九 公道は總て公物 *domaine public* に屬する。之即ち編入の第一の効果である。市街地の道路が成規の編入手續を行はざる以前に於て既に公物たり得るときは、前に述べた通りである(前出八一参照)。

一五〇 道路の公物性 *domanialité publique* は、道路を取引の外に置きて、譲渡及び時效取得を認めず、私人の僭奪並に私人の爲す占有の訴及び所有權確認の訴を排除するものである。

一五一 この一般原則に對する唯一の例外が、里道にて存してゐる。里道の認定は之に非時效性を與へ僭奪を排除するが、土地所有者の占有訴權又は本權訴權は排除しない。その認定が三十年を経過し又は土地所有權に争のない場合にのみ、眞に市町村の公物となるに過ぎないのである。

一五二 以下右の留保の下に、各種の公道に付て公物性の效果を説かねばならぬ。

一五三 公物性の第一の結果は各種の公道の幅員 *largeur* 及び區域 *limites* を決定する權限が行政廳のみに屬することである。幅員は道路の編入を行ふ行政廳に依つて決定せられ、多くの場合は編入行爲自體に依つて決定される。

一五四 従來、特定の道路の幅員に付てその最大限度を定めた規定があつたが、之等は今日に於ては既に廢止されたものと看做されてゐる。幅員は交通上の要求に應じて種々適當に之を定めるのである。

第一項 建築線總說

一五五 公道の區域は、主務行政廳の決定する建築線 alignment (綱) に依つて定められる。建築線は、公物と私物との分界を劃することを主たる目的とするものであるが、沿道者がその所有權に基き行政廳に對して公物の區域の指定を申請する場合は特別の個別的行爲に依り、又行政廳が或る道路の全線に亘る區域又は市町村に現存する總て

の道路の区域を定むる計畫を樹立する場合は一般的的處分に依つて、之を決定することが出来るのである。

並木路等の幅員を定むる線」と説明し C. Souffrier : *Vocabulaire de Droit* は「公道の幅員を決定し且つ沿道の建築物を建築すべき線を定むる爲行政廳が指定したる法線」と定義してゐる。又 M. Haurieu : *Précis élémentaire de Droit administratif* に依れば、*Alignment* とは「現存の交通路の境界の認定 reconnaissance 及び決定 fixation」であつて、*Alignment* が宣言的效果を有するに止まるのに

對して、「所有權移轉の效果を有する場合あり、従つて一定の限度内に於て、道路の擴張及び矯正に利用することを得るものであるといつてゐる（同上第三一八頁）。要するに道路の現實の境界を基礎とし、將來に於ける擴張、矯正又は縮小に支障ならしめる爲、一定の法線を決定し、沿道の建築物、場合に依つては植樹その他（後出二〇四参照）をして之に準據せしめる行政行爲又は法線自體を指稱するものである。「並列線」と直譯して置けば、建築の場合のみならず植樹の場合にも適合し、無難の様に思はれるが、語義が餘りに漠然となる感がある。故に茲では假に、場合に應じて「建築

線指定」又は「建築線」と譯して置く。

I五六 個別の建築線指定 alignements individuels

一般的建築線指定 alignements généraux 又は一般建築線計畫 plans généraux d'alignement とは、之を區別して考へなければならぬ。蓋し後者に於ける行政廳の權能は、前者に於けるよりも廣汎だからである。一般建築線計畫は、行政廳に少額の費用を以つて道路の擴張を行ふ手段を與へ、私有地に對して頗る重い公用地役 servitudes d'utilité publique を課するものである。之に反して、一般計畫の存せざる場合に於ては、沿道土地所有者より個別的建築線を指定すべき旨の申請があつたときは、行政廳は公道の現在の區域に従つてのみ、之を指定し得るに過ぎないのである。

I五七 建築線指定は、三様の目的を有してゐる。公道

の正確なる區域を定むること。將來を豫想して、之に適應する幅員及び方向を保存すること。都市の保安及び衛生に有害なる凹凸を無くし、家並を整然たらしめること。

I五八 建築線指定が道路と之に隣接する私有地との經

界を明確ならしめるだけで、別段所有權の變動を伴はない場合は、建築線指定は同時に境界査定 *bordage* となる。公道に隣接する土地の所有者に對して、工作物を設置し又は圍障を設けるには行政廳が指定する法線に準據すべき義務を課する場合には、公用地役を伴ふこととなる。

一五九 最後に建築線指定は、公道の擴張の爲、その道路の位置を變更する必要を生じたる場合に於て、道路上一部接續する隣接の土地に移轉せむとするときは、眞の公用徵收を伴ふことになるのである。

一六〇 建築線に關する公用地役は國道、縣道、市町村道、認定里道、市町村の街路の別なく、公道の總てに付て存在する。

第二項 一般建築線計畫

甲、建築線計畫の作成

一六一 建築線計畫に依る一般處分を以つて公道の區域を決定することは、舊政體 *l'ancien régime* (フランス革命以前の政體) 當時に於て、既に規定された所である。然し

現行の法制に於ては、國縣道又はその市街地内に於ける間道に付て、一般建築線計畫を作成すべき旨を命ずる法律はないが、實際上に於ては、建築線計畫を樹ててゐて、國務參事院の議を経たる勅令を以つて認可せらるるときは、執行力を有することになつてゐる。

一六二 建築線計畫の制定は、市町村に付ては義務的のものではない。然し市町村道の幅員を定め道路敷を決定する權利が縣會及び縣委員會に對して認められてゐる點（縣會に關する一八七一年八月一〇日法第四四條、第八六條、尙前九二註一及び九四註一参照）から演繹して、判例は、一般建築線計畫の認可權を之等の會議體に對して認めてゐるのである。里道に關しては、認定里道に付てすら、一般建築線計畫の作成を命じてゐる法規は一もない。認定書 *état de reconnaissance* に添附された一般圖の沿線に建築物を建てむと欲する沿道者が、建築線指定を申請すべき義務を負はしめられてゐる場合に於ても、建築線計畫の有する效力が全部發生するものではない。蓋し建築線の指定に依

る里道の擴張は認められてゐないからである(後出一六四參照)。

一六三 總て市町村に於ては、沼澤地の干拓に關する一八〇七年九月一六日法第五二條(註1)及び市町村の組織に關する一八八四年四月五日法第一三六條第一四項(註1)に依り、建築線計畫は市街地道路の街路及び他の附屬物については、之を作成しなければならないことになつてゐる。パリに於ては、建築線計畫の作成を命じたものは一七八三年四月一〇日の特許狀 *lettres patentées* である。

註1 一八〇七年九月一六日法第五二條第一項要旨——市に於ては、街路の開設、大道 *grande route* に屬せる舊道の擴張その他公益上の目的の爲にする建築線は、署に知事に提出し、知事が意見を附して内務大臣に進達し、國務參事院に於て決定せられたる計畫書の圖面に據りて市長之を指定す。
註2 一八八四年四月五日法第一三六條要旨——左に掲ぐる費用は市町村の義務費とす。(一四)建築線計畫及び基準線計畫の設定及び維持に關する費用。

一六四 建築線計畫は、國縣道及びパリの街路に付ては

道路技師 *ingénieurs des ponts et chaussées* 市町村道に付ては道路吏員 *agents-moyeux* 又は道路技師、市街地道路に付ては市町村長の指定する技術者が之を作成することにつてゐる。

一六五 國道及び縣道に付ては、公用徵收に關する一八四一年五月三日法第三條の定むる行政的調査(前出八七及び八三註二參照)を行はしめる必要がある。建築線計畫を市町村役場に於て縱覽に供すると同時に同法第八條乃至第一〇條に定むる細目調査(前出九九註參照)に着手する。

一六六 市町村會の意見は必らず之を繳せねばならぬ。この手續は實體的のものである(市町村の組織に關する一八八四年四月五日法第七〇條)(註)。次で知事は建築線 *tracé de l'alignement* を決定する命令を發する。縣道に關する場合には縣會に諮詢しなければならぬ(一八七三年七月一五日參事院)。次で建築線計畫は土木大臣 *le ministre des Travaux publics* に進達され、土木大臣は之を國務參事院内の道路總會 *conseil général des Ponts et chaussées* の

審査に附し、最後に勅令を以つて之を最終的に認可する。

註 一八八四年四月五日法第七〇條第一項要旨——左に掲ぐる事項に付ては必ず市町村會の意見を徵することを要す。

(三) 市町村内に於ける大交通路の建築線計畫及び基準線計畫

一六七 市町村道に付ては、建築線計畫が作成されたときは、普通市町村道の場合は市町土木工事調査手續に關する一八三五年八月二三日令(所謂利害較量調査前出九四註三参照)、大交通市町村道又は共通市町村道の場合は土木工事調查手續規定に關する一八三四年二月一八日令(所謂豫先調查、前出八三註二参照)の夫々規定する所に従つて行ふ調査に附し、關係市町村會の意見を徵する。次いで主任道路吏員が之を知事に報告し、知事はその意見を附して、場合に應じて縣會又は縣委員會に提案し、最後に縣會又は縣委員會がこれを決定する。

一六八 市街地道路に付ては、市町村會は市町村土木工事調查手續に關する一八三五年八月二三日令の定むる調査

に着手する前に、技術者の作成した案の採否を決しなければならぬ。調査の途中に異議の申立があつた場合には改めて議決を行ふ。關係書類は之を郡長に移送し、郡長は理由を附したる意見を具して之を知事に提出する。市町村の街路の建築線計畫は知事が之を認可する(地方分權に關する

一八五二年三月二五日令甲號表第五〇項、地方分權に關する一八五一年三月二五日令の改正に關する一八六一年四月一三日令甲號表第五七項、市町村の組織に關する一八八四年四月五日法第六八條第一項第七號)(註)。

註 一八八四年四月五日法第六八條第一項第七號要旨——左に掲ぐる事項に關する議決は上級行政廳の認可を受くるに非ざれば効力を生ぜず。(七)①街路及び廣場の編入、解除、矯正、延長、擴張、廢止、命名②散歩道、公園、市場、射的場又は競馬場の設置及び廢止③市町村道の建築線計畫及び基準線計畫の設定、④採用したる建築線計畫の變更⑤(以下略)

一六九 市町村會に關する一八六七年七月二十四日法第一七條(註一)は、地方分權に關する一八五二年三月二五日令をパリ市に適用すべきことを宣言してゐるので、パリ市の

街路の建築線計畫はセイヌ縣知事の認可を要することとなる。然しながら行政判例はパリ市の街路に關する一八五二年三月二六日令（第一條）が「パリ市ノ街路ハ仍ホ大交通路行政制度ニ從フ」旨を規定してゐることを根據として依然として國務參事院（内務部會）の議を經たる勅令を要するものとしてゐる。右のパリ市の街路に關する勅令の第三條は、總て街路の建築線計畫の審査は必らず基準線計畫 plan de nivelllement (説明 II) に及ぶことを要し、基準線計畫は建築線計畫に關して規定せられた總ての手續を経なければならぬと規定してゐる。

説明 I 一八六七年七月二十四日法第一七條要旨——本法及び一八五二年三月二五日令の規定はパリ市及びリヨン市の行政に關し之を適用す。

説明 II plan de nivelllement に付ては内容を詳かにすることを得

ないのぢ確信は持てないが、alignement が道路に面する建築物の基礎が相連續して形成する線を平面的に見て凹凸無からしむる様に整理することを目的とするに反し、nivelllement は建築物の基礎を立體的に整理し、高低なからしむることを

目的としたものと解して、假に基準線の指定と譯して置いた。即ち alignement が道路の将来の幅員等を豫定して指定されるに對して nivelllement は將來に於ける道路の勾配を豫定して指定されるものと解する。

I 一七〇 建築線計畫は成規の手續に依つて之を公告し又

は掲示、送達又は通知に依つて、負擔を課すべき土地の所有權者に知らしめざる限り、私人に對する強制力を有しない。建築線計畫の規定に對する違犯行爲にして、計畫の公告前に行はれたるものは、之を罰することを得ない。建築線計畫の個別的通知は必らずしも必要ではないが、その摘要を市町村内に於て公告及び掲示し、且つ郡内の新聞紙の一に掲載することを必要とする（一九〇〇年四月一三日法第三條（説明 I）及び公用徵收に關する一八四一年五月三日法第一五條第一項（説明 II）。

説明 I 一九〇〇年四月一三日法第三條要旨——一八四一年五月三日法第一五條第一項の規定は街路又は廣場、市町村道及び

認定里道の開設、矯正、擴張の爲成規の認可を得たる建築線計畫の施行の爲にする土地の取得に關する總ての行爲又は契

約に之を準用す。

註二 一八四一年五月三日法第一五條第一項要旨——補償の判決は第六條（前出九九註参照）に定むる方法に依り徵収すべき財産の存する市町村内に於てその摘要を公告及び掲示し、尙郡内に於て發行する新聞紙、郡内に於て發行する新聞紙無きときは縣内に於て發行する新聞紙の一に之を掲載す。

一七一 建築線計畫はその設定に付て現在要求されてゐる手續に依つて之を變更することを得る。故に曩に勅令を以つて認可された建築線計畫は、現在に於ては縣令を以つて變更することが出来る。又市町村道に付て知事の定めた建築線計畫は縣會又は縣委員會に依つて之を變更することが出来る。

乙、一般建築線計畫の效果

一七二 一般建築線計畫が沿道土地所有者に及ぼす效果は、建物の存せざる土地の場合と建物の存する土地の場合とに依つて相違し、又公道の種類に依つても異なつてゐる。

一七三 (一) 建物の存せざる土地

市街地道路に付ては、國道又は縣道に準ずる必要があるので、破毀院及び國務參事院は、建築線計畫の公告は建築線内に包含せられたる土地にして建物の存せざるものと、大交通路又は小交通路に關する諸法規に従はしめ、公用地役を負擔せしめる直接的效果を有することを認めてゐる。

その結果、之等の土地の上に許可を得ずして沿道土地所有者が爲したる一切の行爲、一切の起業は、當該道路の屬する種類の如何に依つて、大交通路又は小交通路に關する違警罪を構成することとなる。土地所有者が建築線計畫の個別的通知を受けなかつたとか、行政廳が未だ土地所有者に拂渡すべき補償金を決定してゐないとかいふことは免責の事由とはならない。

然し破毀院に依れば、建築線計畫の效果は之だけに止まるのである。建築線計畫が建築線内に包含された土地を國、縣又は市町村に移轉する效力を有しないことは勿論である。建築線計畫は公金認定と同一の效力を有するが、徵收の判決と同一の效力は持つてゐない。沿道土地所有者の

権利は、建築線計畫の實施に當り、沿道土地所有者が市町村當局より彼等の所有地と公道との經界を定むる建築線指定に關する特別の命令を受ける日迄存續するのである。即ち個別的建築線指定を受けた時に始めて、沿道土地所有者に對して補償請求権が發生するのである。

一七四 市町村道に關しては、市町村道に關する一八三

六年五月二一日法第一五條(註)は、市町村道の幅員を決定する知事の命令(現在では縣會又は縣委員會の議決)に對し、甚だ廣汎な權限を與へてゐる。之等の議決は建築線内に包含される建物無き土地を確定的に道路に歸屬せしめる。恰も徵收の判決の如き作用を爲し、土地所有者の権利をして、補償請求の権利に變ぜしめるのである。

註 一八三六年五月二一日法第一五條要旨——(1)市町村道の認定及びその幅員の決定に關する知事の命令は、その區域内に存する土地を確定的に道路に歸屬せしむ。(2)沿道土地所有者の権利は補償請求権に變ず。補償は協議に依りて之を定め又は鑑定人の意見を聽き區の治安判事之を定む。

一七五 里道に付ては、建築線計畫が作成せられたとき、之を公告しても何等の效果を生じない。何となれば法律に依れば、總て里道の擴張工事は、建物を有せざる土地に之を施行する場合と雖も、協議又は徵收に依つて市町村が所有權を取得し、且つ補償金を拂渡した後でなければ、之に着手することを得ないからである。

一七六 建物の存せざる土地の編入 incorporation に因つて生ずる補償の要求は、協議に依り又、協議調はざるとときは國道、縣道又は市街地道路の場合には、公用徵收に關する一八四一年五月三日法に定むる徵收審査會に依り、市町村道の場合には、治安判事に依つて、之を決定することが出來る。

一七七 建築線計畫の實施を確保する爲に行はれる協議上の譲渡に付ては、一九〇〇年四月一三日法第三條は、公用徵收に關する一八四一年五月三日法第一六條、第一七條、第一八條及び第五八條を之に準用してゐる(註)。

註 一九〇〇年四月一三日法第三條要旨——一八四一年五月三

日法第一五條第一項、第一六條、第一七條、第一八條及び第五八條の規定は街路又は廣場、市町村道及び認定里道の開設、矯正、擴張の爲成規の認可を得たる建築線計畫の施行に付必要なる土地の取得に關する總ての行爲又は契約に關し之を準用す。

(參照) 一八四一年五月三日法第一六條——補償の判決は法定の公告を爲したる後直に民法第二一八一條(不動產所有權又は不動產物權の移轉契約は、第三所持者が先取特權及び抵當權を撤除せむと欲するときは、不動產の存する郡の抵當權保存局に全部之を謄記すべし)に依り郡の抵當權保存局に之を謄記すべし。

同法第一七條要旨——(1)契約上、裁判上又は法律上の先取特權及び抵當權は謄記の日より十四日内に之を登記すべし。

(2)右の期間内に登記せざるときは徵收したる不動產は總ての先取特權及び抵當權を免る。(3)登記せられたる債權者は如何なる場合に於ても増價競賣を請求することを得ず。

同法第一八條——契約解除の訴、所有權回復の訴その他總ての物上訴權は徵收を停止し又はその効力を阻止することを得ず。請求者の權利は代價の上に移轉せられ不動產は權利を免る。

同上第五八條——(1)本法に定むる圖面、調書、證明書、通知書、判決書、契約書、領收書その他の證書は、登錄の手續を必要とするときは印紙稅を免除し無料にて登錄せらる。(2)抵當權保存局に於ける證書の謄記に付ては登錄稅を徵收せず。

(3)知事の命令の前に行はれたる協議上の取得に付徵收したる登錄稅は、徵收の日より二年内に、取得したる不動產が右の命令の中に包含せられたることを證明したるときは之を還付すべし。登錄稅の還付は工事の施行に必要なりと認めらるる不動產の部分に對してのみ之を適用す。

一七八 國道、縣道、市町村道及び市街地道路の建築線
内に包含される國有地の譲渡に付ては、知事がその承諾を與へることが出來る(大藏省所管事務に關する地方分權及び事務簡捷に關する一八九七年一二月六日法第三條(註)、
地方分權に關する一八五二年三月二五日令)。

註 一八九七年一二月六日法第三條要旨——國道、縣道又は市町村道の建築線内に包含せらる國有地の譲渡の承諾に付一八五二年三月二五日令に依り知事に委任せられたる權能は市街地道路に及ぶものとす。

一七九 建築線指定に因つて所有權を奪はれた土地所有者に對して交付すべき補償金は、公道の爲に譲渡せられた土地の價格以上に騰ることを得ない。建築線に觸れない部分の土地が價値を減少するが如きことがあつても、之を參照する必要はない（一九〇二年五月一二日破毀院民事部）。

一八〇 (一)建物の存する土地
建築線計畫の效果は、建物の存する土地に付ては、里道を除くの外、道路の種類の如何を問はず、常に同一である。

一八一 計畫設定の結果、工作物が公道に喰み出すこととなつた場合に於て、計畫が成規の認可を得ても、その爲に建物の存する土地が直に公道に編入されるといふことはない。この場合に於ては編入を生ぜず、従つて建物が自發的に又は腐朽に因り取除けられるに至つて、始めて補償の請求権が所有者の爲に認められるに過ぎないのである。然しこの際に於ける編入は、何等行政上乃至裁判上の行爲を要せず、又、補償金が所有者に拂渡される以前と雖も、當

然に發生するのである。この場合の補償金は、建物の價格を斟酌することなく、唯道路に編入された土地の價格のみに付て算出される。

一八二 公道に編入することを要するものとして建築線計畫中に指定された土地の上に建つてゐる建物は、後退地役 servitude de reculement を課せられる。この地役の設定に因りて所有者に生じたる損害に付ては、何等の求償權も認められない。尙、所有者はその不動産の正面に堅牢なる牆壁工事を施行することを禁止される。

一八三 建築線上に突出した建物を拘束する制度に付ては、公道が大交通路行政に屬するや、小交通路行政に屬するやを區別する必要がある。何となれば、舊政體當時の法規の解釋に付て、國務參事院と破毀院とは同一の態度を執つてゐないからである。

一八四 國務參事院は、大交通路に付て（後出三五二参照）沿道者が許可なくして施行したる工事は、該工事が堅牢のものでなければ、即ち該工事の施行に因つて建物の取除期

間が伸長される様な結果にならなければ、その取毀を命ずる必要はないと判示してゐる。工事が道路法規の取締を受けるのは、不動産の前面に設ける牆壁のみに限るのである。違警罪の裁判所たる縣參事會は、工事が堅牢の性質を有するや否やを判断する。

計畫された工事が堅牢工事の性質を有するときは、市町村長がその施行の許可を拒否することは正當であつて、も

し知事が許可を與ふべきものと信じてその監督權を發動したときは、知事の處分は市町村の申立に因り權限超過として之を取消すことが出来る（一九〇二年一二月二六日參事院）。之に反して工事が堅牢工事の性質を有せざるときは、知事は市町村長が誤つて拒否した許可を與へる爲に、自己の權限を行使することが出来る。この場合に市町村長は、知事の處分の不當を理由として國務參事院に出訴することを得ない（一八九八年七月一日參事院）。

一八五 破毀院は小交通路に關して判決を行ふ際に（後出三八一参照）、前面の牆壁に施行した修繕工事が堅牢のも

のなりや否やを調査する權利を、違警罪裁判所に對して認めなかつた。破毀院の意見に従へば、この種の判断は行政廳にのみ所屬するのである。違警罪事件を提起された裁判所は、被告人に罰金を言渡し、且つ許可なくして施行した工作物の取除を命ずべきであつて、該工作物が前面の牆壁を鞏固ならしめる效果を有するや否やを調査すべき必要はないのである。

一八六 一九〇八年三月一六日附の破毀院の判決は、前項に摘錄した判決を肯定しながら、違警罪裁判所に提起された訴追に附帶して行使される無許可工事取除の訴權と、後退を要する不動産に對して市町村の有する後退地役なる一種の物權の侵害として民事裁判所に單獨に提起される無許可工事取除の訴權との間に重大な差別を設け、第一の場合に於ては、工作物の種類の如何を問はず常に罰金と取除を言渡すことを要するが、之に反して第一の場合は、新築又は堅牢工事の場合でなければ取除を命ずることを得ないと判示してゐる。

一八七 又、沿道土地所有者が前面の牆壁の後方ではあるが、不動産の取拂をする部分に施行したる工事に關しても、國務參事院と破毀院とは見解を異にしてゐるのである。

國務參事院は大交通路に付て、土地所有者は前面の牆壁を堅牢ならしむる效果を有せざる限り、許可なくして、總て内部の修繕を爲し得るものと判示してゐる。道路行政廳が堅牢工事の性質を有するや否やを檢認し、堅牢工事に屬する場合にはその取除の手續を執るのである（一九〇二年二月七日參事院）。然し内部の工作物は、絶對に前面の牆壁よりも長い期間に亘つて存續することを得ず、而も牆壁が毀たれたときは、その原因の如何に拘はらず、取拂を要する部分に建てた内部の工作物も取毀たねばならぬ、といふ點は明確に認められてゐるのである。

一八八 破毀院に従へば、公道又は廣場の擴張は、その結果としてその中に包含される一切の土地に對して不建築地役 servitude non aedificandi を課するものである。従つて取拂を要する部分に施行された一切の工事は、前面の牆

壁を堅牢ならしむるものたると否とを問はず不法行爲を構成し、取除を必要とするのである。

一八九 建築線に關する法制は、土地所有者に對して非常に重い負擔を課するものであるから、國務參事院の判例は終始不變の態度を以つて、その適用を最小限度に制限することに専念してゐる。従つて新道の開設に之を援用することを認めない。計畫された新規の街路が適法に認可された建築線計畫中に載つてゐるといふ事實のみにては、この將來の道路の建築線上に存する土地に對して不建築地役を、建物に對して不修繕地役 servitude non reficiendi を課する效果を有しない。建築線指定の地役は、道路の開設前に存在することを得ないのである。従つて土地所有者は何等許可を申請する必要なくして、不動産に有ゆる種類の工事を施行する自由を有する。

舊來の街路の延長、位置の變更を要すべき改築、廣場への移轉は、新道の開設に進すべきである。

一九〇 舊來の街路の擴張に關する場合と雖も、もし新

規の建築線指定が、沿道の不動産を全部取拂ひ又は相當の奥行迄取拂ふ様になる場合には、公用徵收に據るべきであつて、建築線指定の地役を適用すべきものではない。この判例は土木部會及び内務部會の多數の意見に依つて作られたものである。この解釋は、建築線計畫を國務參事院の審査に附せなかつた市街地道路及び市町村道の沿道の土地に擴張されてゐる。特に市町村道に付ては、國務參事院は擴張計畫が相當重大なるときは、縣當局は市町村道に關する

一八三六年五月二一日法第一六條（公益の認定及び徵收。前出一〇一註参照）の手續に従ふべく、第一五條（幅員の決定。前出一〇一註参照）の手續に依るべきでない、といふ判決を屢々繰返してゐるのである。

一九一 尚、史蹟に編入された建物に對しても、後退地役を免除される。

他方に於て、建物の正面が後退地役を課せられ、而もこの建築物が階段に依つて公道に通ずる場合には、所有者は正面全體が取毀つべき状態に至る迄、この階段に對して必

要なる總ての修繕を爲すことの許可を受け得ることが認められてゐる。

一九二 建築線計畫は、或る場合には公道を縮小し、公道と沿道の土地との中間に、從來公道の一部たりし帶狀の土地を殘留せしめるに至る場合もある。遺地 *reprise* と稱せられるこの種の帶地 *baudes* の法律上の地位は如何なるものであるか。數多の場合を區別して考察する必要がある。

一九三 街路の敷地を借りてゐる國縣道又は市町村道の間道に付ては、この道路を縮小すれば、國縣道・市町村道の遺地は市街地道路の區域となるだけのことである。國縣道又は市町村道が放棄した總ての土地は、事實上街路に獨占されるに至るのである。その結果、この遺地が後に至つて解除、讓渡されても、その代金は市町村の利得となり、國又は縣の收入とはならない（一八五八年七月二三日、一八六〇年一月二三日參事院）。

一九四 市街地の外に存する道路に付ては、建築線計畫の公告は遺地をして公物より離脱せしめ國、縣又は市町村

の私物に歸屬せしめる。従つて之等の土地は即時、大交
通路に關する警察法規に依つて僭奪 usurpation 及び掠取
anticipation から保護されなくなる。但し破毀院はこの土
地は小交通路警察に從ふものであると判決してゐる（一八
五五年五月三一日破毀院民事部）。

一九五 遺地はどうなるのか。遺地の存在は、公道をそ
の沿道の私有地から隔離する。その結果私有地をして公道
に通することを得ざらしめ、之に損害を生ぜしめることと
なる。この場合の損害に付ては、土地所有者は補償を請求
することが出来るであらう。他面に於て、この帶地は概し
て頗る狭いものであるから、沿道土地所有者以外の者に之
を賣却することは困難である。この爲に沼澤地の干拓に關
する一八〇七年九月一六日法第五三條（註）は、遺棄された
土地を買取つて、公道に通する権利を沿道土地所有者に
對して認めてゐるのである。この権利は先買權 droit de
presemption と稱せられ、他の一切の買受人に優先してこの
土地を買取ることが出来るのである。

註 一八〇七年九月一六日法第五三條要旨——(1) 決定せられた
る建築線計畫に依り、土地所有者が公道に通ずることを得べ
き場合に於ては、自己に讓渡せらるる土地の價額を支拂ふこ
とを要す。價額の決定に付ては、鑑定人は讓渡せらるる土地
の奥行の多少、所有地の性質、建物を有し又は有せざる土地
の新道よりの距離を斟酌し、土地所有者に対する價額を増減
することを得。(2) 土地所有者が買取を欲せざる場合に於て
は、行政廳は工事起工前の價額を支拂ひてその土地全部を買
上ぐることを得。

一九六 先買權は、國、縣又は市町村が特定の用途に充
つる爲之を保持せむと欲する場合と雖も、沿道土地所有者
が沿道の地位を保持する爲、之を自己に賣渡すべきことを
が沿道の地位を保持する爲、之を自己に賣渡すべきことを
國、縣又は市町村に強制する権利を包含するや否や。これ
は道路の種類の如何に依る。國道、縣道又は市街地道路に
付ては、沼澤地の干乾に關する一八〇七年九月一六日法第
五三條（前項註參照）にこの場合の規定があつて、沿道土
地所有者は遺地の所有者が之を讓渡せむと欲する場合に限
り、優先權を有するに過ぎないのである。これは第五三條

の規定の結果であつて、本規定は決定せられた建築線計畫の結果、土地所有者が道路まで前進することを得る場合を規定したものである。沿道土地所有者の権利は行政廳が之等の土地を譲渡する意思を表示した場合に始めて發生するのである。市町村道に關する場合は、問題が逆になる。然し遺地を他の用途の爲に保持する権利を市町村に留保しようといふ意見は、最近の判例に依つて認められてゐる様である（一八八八年一一月二四日權限爭議裁判所）。

一九七 沼澤地の干拓に關する一八〇七年九月一六日法

第五三條の規定に依れば、沿道土地所有者の先買権は往々自ら義務に變ずることがある。土地所有者が公道から分離する帶地の買取を肯ぜざる場合には行政廳は工事の起工前に於ける價額を支拂つて、その所有地全部を買上げることを認められてゐる。この場合に於ける徵收の判決は、建築線計畫と土地所有者が遺地の買取を拒絶したる證明書の提出のみに依りて言渡され、次いで徵收審査會に依つて補償金が決定されるのである。

一九八 實際に於ては、沼澤地の干拓に關する一八〇七年九月一六日法第五三條は、市街地内に適用されるだけである。

一九九 市町村が市町村の道路の遺地を沿道土地所有者に譲渡する場合には、市町村會の同意を得且つ知事及び縣參事會の認可を經なければならない（一九〇一年三月二二日參事院）。

丙 救濟方法

二〇〇 建築線計畫に付ては、關係當事者に對して種々の救濟方法が開かれてゐる。先づ最初に、當該行爲を爲したる行政廳に請願することが出来る。然し行政廳は建築線計畫の採用のときに執つたと同一の手續を完了した後でなければ、之を撤回することを得ない。蓋し建築線計畫の公告は國、縣又は市町村の爲に、既に種々の権利を割設してゐるからである（一八九一年一〇月二二日參事院）。

二〇一 權限超過を理由とし行政訴訟に依つて之を争ふことも出来る。この場合の訴訟は、如何なる期間内に於て

爲すべきであるか。原則としては建築線計畫の公告の日より二月の期間を経過した後は受理されない（一八九五年三月一五日參事院）。無權限、手續の違法又は權限の違法行使の瑕疵を有する建築線計畫の全部無効を主張する訴を提起するのはこの期間内である。建物の存せざる土地を道路に編入するが如き、建築線計畫の直接の效果に對する訴訟を提起するのも右の期間内である。

二〇一 建築線計畫は一の行政行爲であるから、之を認可したる行政廳、現在認可の權限を有する行政廳、訴訟を判決する國務參事院の如き、行政官廳のみが解釋權を有するのである。通常裁判所は建築線計畫に疑義を存しない場合は、之を適用することが出来る。然し建築線計畫の規定に不明確の個所があつても、之を解釋する事は出來ない。

第三項 個別的建築線

二〇二 道路の區域認定は、個別的建築線に依つて之を爲すことも出来る。個別的建築線は、沿道土地所有者が沿道に於て何等かの工事を施行せむと欲する都度指定され

る。沿道土地所有者に依つて犯され得べき懲罰に對する有效なる豫防方法である。

二〇四 土地所有者が建築物を新築、改築、修繕し、樹木又は生籬を植栽し、溝渠を掘穿し、闡障を設置し、入口を開設せむと欲するときは、その土地に關する權利に基き、主務行政廳に對して、公道の區域を表示する建築線の指定を申請しなければならぬ。この義務の根據となつてゐる道路奉行 grand voyer の權限、交通路に關する管轄權、道路の警察等に關する一六〇七年勅令 Edit 及び一七六五年二月二七日參議院 Conseil du roi (註) の命令の規定は頗る概括的なものであるから、判例は建築線内に存する建築物のみならず、一部が之に懸る建築物にも之を適用してゐる。個別的建築線指定申請の義務は、建築線計畫の存すると否とに拘らず存在するのである。

註 參議院は行政機關兼行政裁判機關として十四世紀の當初に設置されたものであつて、國務參事院の前身と見ることが出来る。

IIIO四 市の擴張整理計畫 plans d'extension et d'aménagement に關する一九一九年三月一日法は、復興、整理等に關する計畫の公告の日より、計畫せられた道路及び廣場の沿線に存する土地の所有權者は、建築線計畫に關する法律の規定に従ふことを要し、市長の附與する建築許可 permis de construire を事前に受けずして新規の建築物を建てたことを得たる旨を規定してゐる(同法第一條)。(註)。

註 一九一九年三月一四日法第一一條要旨——復興、整理、美化及び擴張に關する計畫に付公益を認定する證書又は住宅地に關する計畫を認可する縣令を公布したる日より、計畫せられたる道路及び廣場の沿線に存する土地の所有者は、建築線

附與する法律の規定に従ふことを要し、豫め市町村長のを得ず。

IIIO五 國務參事院と破毀院とは、沿道土地所有者に課せられる義務に付て異なつた解釋を下してゐる。國務參事院は、沿道土地所有者が公物の區域自體に建築し又は植栽

せむと欲する場合の外は、沿道土地所有者には許可を申請すべき義務なく又、建築線の後方に於て工事を施行する場合には、建築線の指定を申請する必要はない、と常に判示してゐる。行政廳のみが、建築線に圍障を設置すべきことを土地所有者に要求することが出来るのである。之に反して、小交通路に關して破毀院は、許可なくして建築線の後方に建物を建築した場合にも違警罪を構成し、建築したる者に罰金を科し、且つ施行したる工事の取除を命ずる必要がある旨の判決を屢々繰返してゐる。然し破毀院も、公道に境界を接せざる土地に對して、許可なくして建築することを禁止することに依つて、土地所有者の權利を侵害する権限が市町村長に無いことは認めてゐるのである。

IIIO六 建築線指定の申請書は總て、土地所有者又はその代理人が之を提出し、その氏名及び住所を記載することを要する。書類には印紙を貼布することを要する。知事、郡長又は市町村長の中、許可權を有する行政廳(後出二二一参照)に提出するのである。

二〇八 個別的建築線指定の申請書は、國道及び縣道に付ては道路技師に依り、市町村道に付ては道路吏員に依り、里道及び市街地道路に付ては市町村當局に依つて審理される。

二〇九 國道、縣道又は市町村道の間道の場合には、行政廳は豫め市町村長の意見を聽かなければならぬ。市町村長の意見に羈束されることは固よりである（市町村の組織に關する一八八四年四月五日法第九八條第三項）（註）

註 一八八四年四月五日法第九八條第三項要旨——個別的建築線指定、建築許可その他道路に關する許可是、市町村長が自ら之を附與する權限を有せざる場合に於ては、主務行政廳は市町村長の意見を徵して之を附與す。

二一〇 建築線指定及び建築許可は文書に依ることを必要とする。口頭又は默示の許可は不充分であつて、之を以つて沿道土地所有者は訴追を免かれることは出來ないであらう。又、許可は特別のものたることを要する。一般的行政行為を以つて、概括的に豫め許可して置くといふ譯には

ゆかない。許可は工事の施行前たることを要する。遡及効力を有せず、殊に許可なくして施行された工事を適法のものとする效力はない。

二一一 建築線指定命令 arrêté de l'alignement の正本は、本人に對して交付される。建築許可は土地所有者が許可の日より一年内に之を使用せざるときは失效する、満期失效 péremption となるには、許可せられた工事に着手せざることを必要とする（一八八七年四月二三日破毀院刑事部）。

二一二 個別的建築線指定及び建築許可の附與に關する主務行政廳は、公道の種類に依り、又一般建築線計畫の存すると否とに依つて異なつてゐる。市街地道路、里道及び普通市町村道に關する建築線を指定する權限を有するものは市町村長である。國道、縣道又は大交通市町村道若くは共通市町村道の沿道は、建築線計畫の存せざる場合は知事、存する場合は郡長である。パリではセイヌ縣知事となつてゐる。

一一三 知事及び郡長は、國縣道の間道及び市街地内の市町村道の間道に付ても、建築線指定書を交付する権限を有してゐる。但し當該國縣道又は市町村道が市街地道路の敷地を全部併用してゐることを條件とする。もし街路の幅員が國縣道又は市町村道よりも大なるときは、土地所有者は市街地道路の沿道土地所有者であるから、建築線指定書の交付を受ける爲には市町村長に申出でなければならぬ。

知事が國縣道又は市町村道の沿道の建築線指定書を土地所有者に交付し又、権限の違法行使によつて市町村に對してこの土地所有者の爲に建築線外空地 hors-ligne の譲渡を承諾すべき旨を強制するときは、権限超過となるであらう（一九〇三年八月七日參事院）。

一一四 大交通路（前出七六参照）、大交通市町村道及び共通市町村道に關する個別的建築線の指定に付て知事に賦與されてゐる職權は、之等の道路の事務を擔任する職員に之を委任することが出来る。然し委任に依つて決定権を有する主務職員の意見が、市町村の組織に關する一八八四年四月五日法第九八條（前出二〇九註参照）に依つて答申された市町村長の意見と一致せざるときは、知事がこの場合の決定を爲さねばならない（大交通路並に大交通市町村道及び共通市町村道に関する道路占用許可及び個別的建築線指定の附與に要する手續の簡易化に關する一人二三年三月三一日法）。

一一五 成規の手續を経て認可された建築線計畫が存せざる場合には、個別的建築線を指定する権限を有する各行政廳は、公道の現實の區域を確認することに止まらねばならぬ。建築線指定に依つて道路の擴張を行ふときは権限超過となるであらう（一八九五年二月一五日、一八九八年八月六日參事院）。之に反して建築線計畫が作成されてゐる場合には、沿道土地所有者に對して如何なる效果を及ぼすかは既に述べた所である（前出一七一以下参照）。之等の效果は個別的建築線の指定の際に最も克明に現はれ、個別的建築線指定は一般建築線計畫の記載と一致しなければならぬのである（一八九八年四月二日參事院）。

二一六 沿道土地所有者が建築線を申請すべき義務を課せられてゐるからには、行政廳には之を交付すべき義務がなければならぬ。知事が拒否したときは土木大臣（国道、

県道の場合）又は内務大臣（パリの街路、大交通市町村道又は共通市町村道の場合）に訴願することが出来る。

市町村長又は郡長の拒否に對しては第一次に知事、次いで内務大臣に訴願することを得る。この場合に上級行政廳の権能は、拒否の決定の取消のみに止まらず、下級行政廳に代つて申請に係る建築線指定を下附する點に迄及ぶのである。

二一七 この訴願とは別個に、關係土地所有者は建築線指定の拒否に對して、権限超過を理由として行政訴訟を提起することが出来る。明示の拒否に對しては勿論のこと、主務行政廳が長期間沈黙を守り許否を明示しない場合と雖も、之を拒否と看做して出訴することが出来る（一九〇〇年七月一〇日法）。但し後の場合に於ては、申請書の受領證を要求しなければならない。國務參事院の権限は誤つて建築線指定の附與を拒否した決定を取消すだけであつ

て、自ら之を附與することは出來ない（一九〇三年一二月四日參事院）。

—第四節續—

人工心臓の發明

赤露國の醫師が「オートジエクター」と稱して人工心臓を發明して之を心臓手術の技術上に面白い新生面を開いた、これは心臓の手術を施す場合に本物を人體内から取出して其代りに此「オートジエクター」をはめ込んで置く、そして本物心臓を修繕して之を再び體内に入れ「オートジエクター」と取換えるのである、動物試験で良好な成績を示しておる、之を人間にも應用する時機は近く到來するであらうと云ふことである、人工心臓で息の根をつなぐことが出来る様になつたら醫界的一大革命であるし醫師の勢力が強くなつて金持の心臓は益々よくなつて貧者の心臓は愈々貧弱にならざるを得なくなる、そうなるとマルクスの唯物史觀や資本論では此の人間社會の甚しき懸隔を解決することは出來ないことであらう。